

国家試験 令和7年度前期

技能検定受検案内

技能五輪岩手県大会参加案内

◆技能検定とは◆

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する技能の国家検定制度」です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

検定は、職種ごとに実技試験及び学科試験が行われます。合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

■受検申請受付（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

令和7年4月7日(月)から4月18日(金)まで

重要 若年者入職促進措置の実施について

ものづくり分野において若年者の入職を促進するため、技能検定を受検する若年者について受検手数料の軽減を図ることにより受検しやすい環境を整備する国の施策に基づき、23歳未満の方が3級の実技試験を受検する際の手数料が一部免除されます。

- 3級技能検定受検者であって、23歳未満の方が減免措置の対象です。
- 減免額は、在職者（雇用保険被保険者）の場合は9,000円、高校生等の学生を含む在職者以外の方は4,500円となります。

※ 詳細についてはP3～P4の「実施職種及び手数料」をご確認ください。

備考：雇用保険被保険者かつ通信教育を受けている方又は大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程等の方については、この受検案内に該当する受検手数料を記載していませんので、岩手県職業能力開発協会までお問い合わせください。

岩手県職業能力開発協会

URL <https://www.noukai.com/>

1. 受検申請から合格発表までの流れ

申請書の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・受検申請書は岩手県職業能力開発協会及び各施設において配布します。 ・郵送を希望する場合は、岩手県職業能力開発協会へお申し込みください。 				
↓					
受検申請	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 受検申請の方法」を参照してください。 ・P11の「10. 申請書の記入方法」を参考に記入してください。 				
↓					
実技試験問題の発送	<p>実技試験問題公表日: 令和7年6月3日(火)以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検申請書記載の現住所又は勤務先に送付します。 (あて先に部署等が必要な方や、現住所又は勤務先に変更があった場合は、必ずお知らせください。) ・7月中旬までに届かない場合は、必ず当協会へ問合せください。 				
↓					
受検票発送	<ul style="list-style-type: none"> ・実技試験問題を送付した住所に送付します。 ・7月中旬までに届かない場合は、必ず当協会へ問合せください。 				
↓					
試験実施	<ul style="list-style-type: none"> ・試験の日時と会場は、受検票に記載して通知します。 				
実技試験	<table border="1"> <tr> <td>1級・2級 ・単一等級</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月10日(火)～令和7年9月9日(火)の間の指定する日 (P7の「実技試験」を参照) </td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月10日(火)～令和7年8月10日(日)の間の指定する日 (P7の「実技試験」を参照) </td> </tr> </table>	1級・2級 ・単一等級	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月10日(火)～令和7年9月9日(火)の間の指定する日 (P7の「実技試験」を参照) 	3級	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月10日(火)～令和7年8月10日(日)の間の指定する日 (P7の「実技試験」を参照)
1級・2級 ・単一等級	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月10日(火)～令和7年9月9日(火)の間の指定する日 (P7の「実技試験」を参照) 				
3級	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月10日(火)～令和7年8月10日(日)の間の指定する日 (P7の「実技試験」を参照) 				
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年7月13日(日)、8月24日(日)、8月31日(日)、9月7日(日)のうち定められた日 (P8の「学科試験」を参照) 				
↓					
合格発表	<ul style="list-style-type: none"> ・3級 令和7年8月29日(金) ・1級・2級・単一等級 令和7年10月1日(水) (P9の「8. 合格発表について」を参照) 				

2. 受検申請の方法

	説 明							
受付期間	<p>令和7年4月7日(月)～4月18日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職種によっては申請状況の関係で受付期間中でも締め切ることがあります。 ・受検申請者が著しく少ない場合は、当該作業の実技試験をとりやめる場合があります。 (受検手数料は返還します。) 							
申請書等の提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県職業能力開発協会又は各地区職業訓練協会(裏表紙の一覧を参照) ・郵送する場合は、岩手県職業能力開発協会に送付してください。 ・一部の職種(作業)は受付窓口を岩手県職業能力開発協会に限定していますので、提出にあたりご注意ください。 ・次の作業については、実技試験の実施協力団体で申請を取りまとめています。 直接各団体にお問い合わせのうえ、申請書を提出してください。 <table border="1"> <tr> <td>鋼製下地工事作業</td> <td>岩手県建設室内工事業協会 紫波郡矢巾町流通センター南 3-3-1</td> </tr> <tr> <td>ボード仕上げ工事作業</td> <td>東北住建株式会社内 電話 019-638-4210</td> </tr> <tr> <td>ビル用サッシ施工作業</td> <td>岩手県金属建具工事業協会 盛岡市東見前 4-13-3 株式会社岩手ナブコ内 電話 019-637-5511</td> </tr> </table>		鋼製下地工事作業	岩手県建設室内工事業協会 紫波郡矢巾町流通センター南 3-3-1	ボード仕上げ工事作業	東北住建株式会社内 電話 019-638-4210	ビル用サッシ施工作業	岩手県金属建具工事業協会 盛岡市東見前 4-13-3 株式会社岩手ナブコ内 電話 019-637-5511
鋼製下地工事作業	岩手県建設室内工事業協会 紫波郡矢巾町流通センター南 3-3-1							
ボード仕上げ工事作業	東北住建株式会社内 電話 019-638-4210							
ビル用サッシ施工作業	岩手県金属建具工事業協会 盛岡市東見前 4-13-3 株式会社岩手ナブコ内 電話 019-637-5511							

<p>申請書等の提出先</p>	<p>建設機械整備職種の受検申請について</p> <p>受検申請書の提出は必ず簡易書留（レターパックも可）とし、岩手県職業能力開発協会に郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口では受付を行いませんので、持参はご遠慮ください。 ・受付期間前の消印による受検申請は受理いたしません。 ・予定の定員に達した時点で実技試験の受付を締め切りますが、同日の消印により予定人数を超過している場合は抽選を行います。 ・受検申請を受付できなかった場合でも、他県での受検を斡旋することはできませんので、あらかじめご了承ください。（受検手数料は返還します） <p>※詳細は、当協会のホームページをご覧ください。</p>
<p>受検申請に必要なもの</p>	<p>1 受検申請書（P11～P12の「10. 申請書の記入方法」を参照）</p> <p>2 受検手数料（P3～P4の「3. 実施職種及び手数料」を参照）</p> <p>受検手数料は、次のいずれかにより納付してください。</p> <p>（1）現金</p> <p>（2）現金書留</p> <p>（3）銀行振込（岩手県職業能力開発協会に提出する場合に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込金受取書等の写し（コピー）を必ず添付してください。 ・振込手数料は、受検申請者の負担となります。 ・振込の際に発行される利用明細書、振込金受取書等を領収書の発行に代えさせていただきます。 ・受付期間前の振込はしないようお願いします。 <p>[振込先] 東北銀行 大通支店 普通預金口座 303088</p> <p><small>イワテケンシヨクギョウノウリョクカイハツキョウカイ</small> 岩手県職業能力開発協会</p> <p>※各地区職業訓練協会に申請書を提出するときは、受検手数料の納付も各地区職業訓練協会の窓口をお願いします。</p> <p>3 本人確認書類の添付について（詳しくはP10を参照）</p> <p><u>年齢・等級に関わらず、全ての受検申請者は本人確認書類の提出が必要です。</u></p> <p>4 試験の免除書類</p> <p>免除資格を証明することのできる合格証または免許証等の写し（コピー）を必ず添付してください。受検申請書に免除に関する記入が無い場合は、後日、免除資格があることが判明しても免除は受けられません。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書類を審査し申請を受理した後は、理由にかかわらず手数料は返還しません。 ・実技試験及び学科試験の両方が免除となる方は、手数料及び写真は不要です。免除資格を証明する書面の写しと共に受検申請書だけを提出してください。 ・実技試験及び学科試験の両方の免除の場合は、後期に実施する職種（作業）でも前期の申請受付期間内に受検申請ができます。 ・原則として、同時に2つ以上の検定職種（作業）の受検申請はできません。ただし、受検しようとする検定職種（作業）の実技試験と学科試験の試験日が全て重複しない場合等、実際の受検に支障がない場合は、受検申請をすることができます。

3. 実施職種及び手数料

1級及び2級（23職種37作業）		受検手数料 （非課税）		実技試験実施形式			備考
職種名	作業名	実技試験	学科試験	製作等 作業試験	計画立案等 作業試験	判断等試験	
造園	造園工事	18,200	3,100	○		○	
金属熱処理	一般熱処理（2級に限る）	18,200	3,100		○	○	※2
機械加工	普通旋盤	18,200	3,100	○			
	数値制御旋盤	18,200	3,100	○	○		※1
	フライス盤	18,200	3,100	○			
	数値制御フライス盤	18,200	3,100	○	○		※1
	平面研削盤	18,200	3,100	○			※1
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工	18,200	3,100	○	○ (1級)		※1
	ワイヤ放電加工	18,200	3,100	○			※1
鉄工	構造物鉄工	18,200	3,100	○			※4
建築板金	内外装板金	18,200	3,100	○			
	ダクト板金	18,200	3,100	○			
めっき	電気めっき	18,200	3,100	○			※1
仕上げ	金型仕上げ	18,200	3,100	○			
	機械組立仕上げ	18,200	3,100	○			
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	18,200	3,100	○	○		※1
	コールドチャンバダイカスト	18,200	3,100	○	○		※1 ※4
電子機器組立て	電子機器組立て	18,200	3,100	○			
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	18,200	3,100	○			
建設機械整備	建設機械整備	18,200	3,100	○	○		※3 ※4
建具製作	木製建具手加工	18,200	3,100	○			
プラスチック成形	射出成形	18,200	3,100	○			※1
とび	とび	18,200	3,100	○			
左官	左官	18,200	3,100	○			
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事	18,200	3,100	○			
	シーリング防水工事	18,200	3,100	○			
	F R P防水工事	18,200	3,100	○			
内装仕上げ施工	鋼製下地工事	18,200	3,100	○			※4
	ボード仕上げ工事	18,200	3,100	○			
	化粧フィルム工事	18,200	3,100	○			※1
熱絶縁施工	保温保冷工事	18,200	3,100	○			
サッシ施工	ビル用サッシ施工	18,200	3,100	○			※4
表装	壁装	18,200	3,100	○			
塗装	建築塗装	18,200	3,100	○			
	金属塗装	18,200	3,100	○			※1
フラワー装飾	フラワー装飾	18,200	3,100	○			

単一等級(1職種2作業)		受検手数料 (非課税)		実技試験実施形式			備考
職種名	作業名	実技試験	学科試験	製作等 作業試験	計画立案等 作業試験	判断等試験	
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ―工事	18,200	3,100	○			※1
	加熱ペイントマシンマーカ―工事	18,200	3,100	○			※1 ※4

3級(7職種9作業)		受検手数料(非課税)						備考
職種名	作業名	実技試験					学科試験	
		23歳以上		23歳未満 ※5				
		標準	在校生 ※6	雇用保険 被保険者 ※7	雇用保険 被保険者 以外	在校生 ※6		
造園	造園工事	18,200	11,600	9,200	13,700	7,100	3,100	
機械加工	普通旋盤	18,200	11,600	9,200	13,700	7,100	3,100	
	数値制御旋盤	18,200	11,600	9,200	13,700	7,100	3,100	※1
	フライス盤	18,200	11,600	9,200	13,700	7,100	3,100	
めっき	電気めっき	18,200	11,600	9,200	13,700	7,100	3,100	※1
機械検査	機械検査	15,100	9,600	6,100	10,600	5,100	3,100	
電子機器組立て	電子機器組立て	18,200	11,600	9,200	13,700	7,100	3,100	
シーケンス制御	シーケンス制御	18,200	11,600	9,200	13,700	7,100	3,100	
フラワー装飾	フラワー装飾	18,200	11,600	9,200	13,700	7,100	3,100	

※1 表中の の作業は、当該職種の実施について諸条件を確認した後に申請を受理しますので、受検申請書の提出は岩手県職業能力開発協会に郵送するか、又は持参してください。

(注1) 県内各地区職業訓練協会の窓口には申請することはできません。

(注2) 職種によっては、会場や設備等の都合により人数制限を行います。その場合、岩手県内に居住する方を優先しますので、ご了承ください。

(注3) 一部の職種では受検者が所属する事業所等を試験会場とし、事業所等が保有する設備及び機械を使用して試験を実施します。試験に使用する予定の機械等が実施要領に定める要件を満たしているかどうかを確認する必要がありますので、詳細はお問い合わせください。

※2 岩手県では、金属熱処理(一般熱処理作業)【1級】は実施いたしません。

※3 建設機械整備職種の人数制限について

試験会場として予定している施設の関係から、実技試験は人数制限があります。

受検申請書の提出方法はP2の「建設機械整備職種の受検申請について」を確認してください。

※4 実技試験において危険な作業を伴う職種(作業)です。

詳しくは、P7の《実技試験についての注意事項》を参照してください。

※5 減免対象者は、①～③の要件全てを満たす方に限ります。

① 3級の実技試験を受検する者

② 令和7年4月1日現在で23歳未満の者(平成14年4月2日以降に生まれた方)

③ 日本国籍を有する者又は出入国管理及び難民認定法別表第二に規定する永住者等であること。

※6 在校生とは、次のいずれかに該当する方です。

1 公共職業能力開発施設又は認定職業訓練施設の訓練生

ただし、就職している方及び短期課程の普通職業訓練、専門短期課程又は応用短期課程の高度職業訓練を受けている方を除く。

2 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の生徒又は学生。

3 1及び2に準ずる者として岩手県知事が認める方

※7 受検申請日において雇用保険被保険者の方が対象です。

必要に応じて、所属の事業所等へ電話照会や証明書等の提出を求めることがあります。

4. 受検資格

技能検定の受検資格は、職業訓練歴や学歴により定められています。受検する場合には下表のとおりの実務経験年数（※1）が必要です。（単位：年）

受検対象者（※2）		特 級	1 級		2 級		3 級 （※3）	単一 等級			
		1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後		3 級 合格後					
実務経験のみ		5	7	2	4	2	0	0 ※8	3		
専門高校卒業 ※4 専修学校卒業(大学入学資格付与課程に限る)			6			0		0	1		
短大・高専・高校専攻科卒業 ※4 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業			5			0		0	0		
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) ※4 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業			4			0		0	0		
専修学校※5又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに 限る)	800h以上		6			0		0	0 ※9	1	
	1,600h以上		5			0		0	0 ※9	1	
	3,200h以上		4			0		0	0 ※9	0	
短期課程の普通職業訓練 修了 ※6 ※10	700h以上		6			0		0	0 ※7	1	
普通課程の普通職業訓練 修了 ※6 ※10	2,800h未滿		5			0		0	0	1	
	2,800h以上		4			0		0	0	0	
専門課程又は特定専門課程の 高度職業訓練修了 ※6 ※10			3			1		2	0	0	0
応用課程又は特定応用課程の 高度職業訓練修了 ※10			1			0		0	0		
指導員養成課程の指導員訓練修了 ※10			1			0		0	0		
職業訓練指導員免許取得			1			—		—	—	0	
高度養成課程の指導員養成訓練修了 ※10		0		0	0	0	0				

※1 実務経験年数（検定職種に関するものに限る）は令和7年4月18日現在で算定する。

※2 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※3 3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。

※4 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※5 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※6 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換過程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※7 総訓練時間が700時間未滿のものを含む。

※8 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※9 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※10 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

5. 試験の免除

1 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1 級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2 級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3 級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単 一 等 級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1 実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年にあつては年度終わりまで）有効

※2 選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練又は免許職種に限る）

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考	
		特級	1級	2級	3級	単一等級		
指導員試験合格又は指導員免許取得		—	学科の全部			学科の全部		
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実務経験年数	5年	学科の全部			学科の全部		
		2年	—	学科の全部		学科の全部		
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実務経験年数	4年	—	学科の全部		学科の全部		
		1年	—	—	学科の全部	学科の全部		
		—	—	学科の全部		—		
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年 (2800h以上1年)の実務経験		—	—	学科の全部		学科の全部	
			—	—	学科の全部		—	
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		—	学科の全部			—	
	2級技能士コース		—	—	学科の全部		—	
	単一等級技能士コース		—	—	—	—	学科の全部	
技能五輪全国大会における技能証		—	実技の全部	—	—	実技の全部		
技能五輪県大会における技能証		—	—	実技の全部		—	※	
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		—	—	実技の全部		—	※
	学科部門の技能証		—	—	学科の全部		—	※

※ 有効期限を過ぎた技能証であっても有効

3 他法令関係

対象者	技能検定試験の免除の範囲					備考		
	特級	1級	2級	3級	単一等級			
建築士法による1級建築士若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者	—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部		
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者	—	建築大工職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部		
東京商工会議所が行う和裁の技能検定	1級の技能検定		—	和裁職種に係る実技試験の全部		—	—	
	2級の技能検定		—	—	和裁職種に係る実技試験の全部	—	—	

6. 試験実施について

実技試験

- ・令和7年6月10日(火)～令和7年9月9日(火)の間で当協会が指定する日、及び全国統一日に実施します。(3級は8月10日(日)まで)
- ・全国統一日に実施される職種(作業)は次のとおりです。

実施日	時間	職種(作業)	統一実施の内容
8月24日(日)	PM	金属熱処理(2級)	計画立案等作業試験
8月31日(日)	PM	機械加工(数値制御旋盤1・2級) (数値制御フライス盤1・2級) (マシニングセンタ1・2級)	計画立案等作業試験
		ダイカスト(1・2級) 建設機械整備(1・2級)	
	同日	金属熱処理(2級)	判断等試験
9月7日(日)	PM	非接触除去加工(1級)	計画立案等作業試験

《実技試験についての注意事項》

- ・実技試験は製作等作業試験のみ実施するもの、製作等作業試験と計画立案等作業試験または判断等試験を実施するもの等、職種(作業)により異なりますのでご注意ください。
なお、計画立案等作業試験及び判断等試験は実技試験の一部で、学科試験とは別です。
実技試験課題の内容については、中央職業能力開発協会ホームページの「実施職種一覧・試験概要」に掲載されていますので、申請前にご確認ください。
[<https://www.javada.or.jp/> トップ>技能検定]
- ・受検票で指定した日及び会場で受検できない方は、理由を問わず欠席(棄権)として取り扱います。(受検者の都合による変更はできません。)
- ・当協会では試験にかかる事前講習会を行っていません。
なお、関係団体により事前講習会が開催される場合は、主催団体から個別に受講に関する案内書が送付されます。
- ・技能検定試験において、免許、特別教育等が必要な職種(作業)は次のとおりです。
また、免許証や修了証等は実技試験当日に確認しますので、必ず持参してください。

作業名	該当内容	試験当日の対応内容
構造物鉄工	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
コールドチャンバダイカスト(1級)	玉掛け作業	特別講習受講修了証等の資格証の確認又は特別教育受講修了証等の確認若しくは自己申告書への署名
	クレーン運転	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
建設機械整備	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
鋼製下地工事	研削といし(高速といし)の取換え等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
ビル用サッシ施工	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
加熱ペイントマシンマーカール工事	自動車の運転	受検者が使用する加熱ペイントマシンマーカール車を運転することができる自動車運転免許証の確認

学科試験

- 令和7年7月13日(日)、8月24日(日)、8月31日(日)、9月7日(日)、の4日のうち、次のとおり全国統一日に行われます。

実施日	時間	職種
7月13日(日)	AM	機械加工(3級)、電子機器組立て(3級)
	PM	造園(3級)、めっき(3級)、機械検査(3級)、シーケンス制御(3級)、フラワー装飾(3級)
8月24日(日)	AM	造園(1・2級)、金属熱処理、サッシ施工、塗装
	PM	プラスチック成形、とび、防水施工
8月31日(日)	AM	機械加工(1・2級)、鉄工、めっき(1・2級)、ダイカスト、建設機械整備、内装仕上げ施工
	PM	電子機器組立て(1・2級)、建具製作、左官
9月7日(日)	AM	非接触除去加工、仕上げ、電気機器組立て、熱絶縁施工、表装
	PM	建築板金、路面標示施工、フラワー装飾(1・2級)

- 試験会場は盛岡市内の施設を予定しています。ただし、試験日毎の受検者数に基づき、県内に数カ所試験会場を追加する場合があります。
- 受検票、HBの鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを必ず持参してください。
- 受検票で指定した日及び会場で受検できない方は、理由を問わず欠席(棄権)として取り扱います。(受検者の都合による変更はできません。)
- 都合により岩手県外での受検を希望する方は、受検申請時にご相談ください。

【学科試験及び計画立案等作業試験等の正解について】

- 試験日の翌日から1年間、中央職業能力開発協会のホームページに掲載されます。
中央職業能力開発協会ホームページ[<https://www.javada.or.jp/> トップ>技能検定]
- 判断等試験の正解は、岩手県職業能力開発協会において公開します。
あらかじめ電話等でお申し込みの上、来所してください。

《技能検定試験問題公開サイト》

中央職業能力開発協会のホームページにおいて、過去3年分の実技試験問題及び学科試験問題(正解表を含む)が閲覧のみ可能です。

中央職業能力開発協会ホームページ[<https://www.kentei.javada.or.jp/>]

《技のとびら》

「技能を身につける(生き方)」を応援する厚生労働省のWEB(ポータル)サイト

中央技能振興センターホームページ[<https://waza.mhlw.go.jp/>]

- 令和7年度(前期)技能検定学科試験、実技試験(判断等試験及び計画立案等作業試験)における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和6年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
ただし、職種(作業)ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に普及しているものに基づく場合もあります。

7. 免除資格の特例

2以上の作業を有する検定職種にあつては、2以上の作業に共通する学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

検 定 職 種	学科試験共通作業	備 考
機 械 加 工	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業	同じ等級に限る
	フライス盤作業 数値制御フライス盤作業	
ダ イ カ ス ト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト	

8. 合格発表について

合格基準

- 合格基準は、100点を満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。実技試験の合格基準点の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

[<https://www.mhlw.go.jp/> 政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働
>人材開発>技能検定>技能検定制度について>2.技能検定試験情報]

合格者の発表日

令和7年8月29日(金)(3級のみ)

令和7年10月1日(水)

- 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室のホームページに合格者の受検番号が掲載されます。

[<https://www.pref.iwate.jp/> 産業・雇用>雇用・労働>職業能力開発]

また、岩手県職業能力開発協会のホームページに科目別合格者の受検番号を掲載します。

- 後日、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室より合格証書が交付されます。

合格通知書

- 合格発表日に当協会より「合格通知書」又は「科目別合格通知書」を送付します。
- 「科目別合格通知書」は、実技試験及び学科試験のどちらか一方にのみ合格した方に通知されるもので、次回を受検申請にかかる「免除証明書」となりますので、大切に保管してください。
- 不合格の方には、通知していません。

□頭による試験結果提供の請求

試験の結果(随時試験を除く)については、県に対し口頭により請求をすることができます。

請求内容については、次のとおりです。

請求をすることができる項目

学科試験及び実技試験の得点

請求をすることができる期間

合格発表の日から起算して1ヶ月間 午前9時から午後5時まで

(注)土曜日、日曜日、祝日は除きます。

請求をすることができる場所

行政情報センター(岩手県庁1階)

請求の受付

請求ができる者は本人に限り、電話による請求はできません。

また、本人を確認できる身分証明書(運転免許証や写真入りのもの)、受検票等の提示が必要になります。

岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 技能検定担当

(盛岡市内丸 10-1 TEL 019-629-5583)

9. 個人情報の保護について

- ・受検申請に当たってご提供いただいた個人情報については、受検票の送付、合格発表など技能検定の円滑な実施のために利用いたします。
- ・受検申請者ご本人からあらかじめ希望しない旨の申し出があった場合を除き、関係業種団体等が実施する講習会の案内の送付等に利用するため、当該関係業種団体等に個人情報を提供することがあります。
- ・受検申請者ご本人からあらかじめ希望しない旨の申し出があった場合を除き、合格発表において氏名及び受検番号をインターネット、会報等で公表することがあります。

◆個人情報の取り扱いに関しては、岩手県職業能力開発協会又は岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室までお問い合わせください。

【重要】本人確認書類（写し）の添付について

次のいずれかの書類を拡大せずに原寸大でコピーし、受検申請書裏面の「本人確認書類（写し）貼付欄」に貼り付けてください。

なお、本人確認書類が添付されていない申請書は受理することができませんので、ご注意ください。

- ① 運転免許証（氏名が変更になっている方は、裏面の写しも添付してください。）
- ② 健康保険被保険者証
- ③ マイナンバーカード（通知カードは不可です。）
 - ◆ おもて面（顔写真のある面）のみコピーしてください。
 - ◆ うら面（ナンバーが記載された面）はコピーしないようご注意願います。
- ④ 生徒手帳・学生証（氏名と生年月日の両方が確認できるものに限りです。）
- ⑤ 特別永住者証明書、在留カード
- ⑥ 外国政府が発行したパスポート（写真欄及び日本国査証欄）
- ⑦ その他の本人氏名及び生年月日が確認できる公的書類

[留意事項]

- ・氏名と生年月日をはっきりと確認できるようにコピーをお願いします。
- ・高校生等の在校生が受検申請する場合、本人氏名及び生年月日が確認できる学校長の証明書をもって確認書類とすることができますが、写しではなく証明書の原本を添付してください。
- ・コピーについては、カラー・白黒どちらでも構いません。
- ・確認書類の写しが剥がれないよう、両面テープ等でしっかりと申請書に貼り付けてください。
- ・以前の様式（裏面に確認書類を貼付する欄がない申請書）を使用する場合、「記入上の注意」の上側をのり付けスペースとし、書類をめくって下が確認できるように貼り付けてください。

10. 申請書の記入方法

- ① 申請書の裏面をよく読んで、太線枠の欄に正確に記入してください。
- ② 必ず受検者本人が記入してください。(氏名は本人確認書類と同じ字体で記入してください。)
- ③ 申請後、住所等を変更した場合は速やかに当協会へ連絡してください。

< 記入例 >

技能検定受検申請書

開発
受付

技能検定を受けたいので申請します。

岩手県知事殿
令和〇年〇月〇日
氏名 岩手太郎

等級 区分	1 級	検定職種名	塗 装		受 検 番 号	A甲 A乙 A丙 B C D E	※	試 験 会 場	※	実 技	※
	五 輪	作業名	建 築 塗 装						※	学 科	
①	ふりがな	姓 いわて	名 たろう		現 住 所	〒 028-0000					
	氏 名	岩手	太郎			紫波郡矢巾町00-0-0 同居先 方 ☎ 019(000)0000					
	生年月日 年齢及び性別	昭和 〇〇年〇月〇日生 平成	(満) 〇〇歳 男・女		受 検 区 分	1. 実技・学科受検 4. 学科受検 (実技免除) 2. 学科のみ受検 ⑤ 実技受検 (学科免除) 3. 実技のみ受検 6. 全部免除					
②	受 歴	学 校 名	学科又は課程	所 在 地	在 学 期 間	卒業・中退の別					
		(最終学歴) 〇〇県立〇〇高等学校		普通科	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇	自〇〇年 4月 至 〇〇年 3月	卒業				
③	検 歴	訓 練 施 設 名	訓 練 科	所 在 地	訓 練 を 受 け た 期 間	修了・中退の別					
		〇〇高等職業訓練校		塗装科	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇	自〇〇年 4月 至 〇〇年 3月	修了				
④	資 格	事 業 所 名	地 位 職 名	所 在 地	在 職 期 間	職務内容					
		(現在) 株式会社 〇〇 塗装			〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇 ☎ 〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇	自〇〇年 4月 至 〇〇年 4月 (〇〇年 〇カ月)	塗装				
⑤	技能検定合格状況 [既に合格している 方のみ記入]	等 級 区 分	2 級		合 格 年 月 日	H〇〇年 〇月 〇日		受検資格判定			
		合 格 職 種 名	塗 装		取 得 地	岩 手		※			
		合 格 作 業 名	建 築 塗 装		合 格 番 号	第 123 号					
⑥	試 験 の 免 除	試験、検定、免許等の名称			職種又は科目名	実技免除資格判定					
		1 実技試験合格	4 商工会和裁		取 得 年 月 日	年 月 日		※			
		2 技能証取得	5 そ の 他		取 得 地						
		3 検定委員歴			合 格 番 号	第 号					
		試験、検定、免許等の名称			職種又は科目名	学科免除資格判定					
		1 学科試験合格	5 技能士コース		取 得 年 月 日	H〇〇年 〇月 〇日		※			
		2 技能検定合格	6 技 能 証		取 得 地	岩 手					
		3 技能照査合格	7 検 定 委 員 歴		合 格 番 号	第 456 号					
		4 指導員免許	8 そ の 他								
属性データ					ガス溶接主任者免許証又はガス溶接技能講習 修了証が必要な職種についての有無					1 有	2 無

7

- 11 -

《記入にあたっての注意事項》

①氏名、生年月日は、受検票および合格証書に記載される情報です。略字、俗字ではなく楷書で明瞭、正確に記入してください。

②学歴は、最後に卒業した学校名を記入してください。在学中の方は、学校名を記入し「在学中」としてください。

③訓練歴は、県立、認定職業訓練校の訓練施設を修了した方のみ記入してください。在学中又は在校中の方は、校名を記入し「在学中」又は「訓練中」としてください。

④職歴は現在の勤務先から記入し、受検しようとする職種に関連のない職歴は記入する必要はありません。通算の実務経験年数が受検に必要な年数を満たすまで記入してください。

⑤技能検定合格状況は、過去に技能検定に合格している方のみ記入してください。

⑥試験の免除は、免除を受けようとするときに必要事項を正確に記入し、必ず、写し(コピー)を提出してください。

⑦ガス溶接主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証の有無は、必要な職種の方のみ記入してください。

⑧写真のサイズは、縦4cm×横3cm程度。(多少異なっても可)。

次のような写真は不可です。

- ・スナップ写真を切り取ったもの。
- ・鮮明でないもの。
- ・写真専用紙以外のものに印刷されたもの。

⑨受検票送付先は、どちらかに○をつけてください。勤務先に担当者がある場合は部署名と担当者名を、勤務先の欄に記入してください。送付先になる住所又は所在地は、郵便物が確実に届くように、正確に記入してください。

【重要】

本人確認書類(写し)の添付が必要です。詳しくはP10を参照してください。

協会
印

検 定 種 別	塗 装 (選択作業名 建築塗装)					
等 級 区 分	特 級 ・ 単 一 等 級 ・ 3 級 ① 級 ・ 2 級 ・ 五 輪					
受 検 番 号	※					
試 験 会 場	実 技 試 験	※				
	学 科 試 験	※				
ふりがな氏名	いわて たろう 岩手 太郎					
住 所	〒 028-0000 紫波郡矢巾町00-0-0 同居先 方 ☎ 019-000-0000					
勤 務 先 (学 校)	名 称	株 式 会 社 〇〇 塗 装				
	所 在 地	〇〇 市 〇〇 町 〇-〇 ☎ 0000-00-0000				
受 検 資 格 判 定	※	※ 出 欠 確 認 欄				
免 除 資 格 判 定	※	実 技 試 験	製 作 等 作 業 試 験 判 断 等 試 験	出 ・ 欠	学 科 試 験	出 ・ 欠
			計 画 立 案 等 作 業 試 験	出 ・ 欠		

⑧

写 真
裏面に等級・作業名・氏名を書いて貼ること。申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像のものとする。

○年 ○月 ○日 撮影

⑨

■ 受検票送付先

① 自宅(現住所) ② 勤務先(学校を含む)

手 数 料 収 納			
実 技	納 入 金 額	学 科	納 入 金 額
	円		円

(金額を必ず記入し、協会等担当者の印を押印のこと)

◆◆◆ 受検申請書の配布及び提出先 ◆◆◆

岩手県職業能力開発協会	〒028 - 3615 紫波郡矢巾町南矢幅 10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校 内	TEL:019-613-4620 FAX:019-613-4623 E-mail : kentei@noukai.com
-------------	--	--

各 地 区 職 業 訓 練 協 会

釜石 職業訓練協会	〒026 - 0001 釜石市平田 3-75-1	0193-26-7000
宮古 //	〒027 - 0053 宮古市長町 2-6-1	0193-63-6688
花巻 //	〒025 - 0312 花巻市二枚橋 5-6-22	0198-26-1275
北上 //	〒024 - 0051 北上市相去町山田 2-42	0197-81-5577
水沢 //	〒023 - 0841 奥州市水沢真城字中上野 96-3	0197-23-3388
江刺 //	〒023 - 1101 奥州市江刺岩谷堂字松長根 18-2	0197-35-5082
一関 //	〒021 - 0221 一関市舞川字西平 8-2	0191-31-7030
東磐 //	〒029 - 0803 一関市千厩町千厩字上駒場 360-4	0191-52-2879
気仙 //	〒022 - 0003 大船渡市盛町字みどり町 13-4	0192-27-2671
二戸 //	〒028 - 6104 二戸市米沢字荒谷 76-2	0195-23-3040
久慈 //	〒028 - 0051 久慈市川崎町 17-5	0194-52-3343
遠野 //	〒028 - 0502 遠野市青笹町中沢 8-1-8	0198-62-6310
陸前高田 //	〒029 - 2205 陸前高田市高田町字馬場前 304-9	0192-55-3995

◆◆◆ 受検申請書の配布(配布のみ) ◆◆◆

公 共 職 業 能 力 開 発 施 設

岩手県立産業技術短期大学校	〒028 - 3615 紫波郡矢巾町南矢幅 10-3-1	019-697-9088
岩手県立産業技術短期大学校水沢校	〒023 - 0003 奥州市水沢佐倉河東広町 66-2	0197-22-4422
岩手県立千厩高等技術専門校	〒029 - 0803 一関市千厩町千厩字神の田 60-1	0191-52-2125
岩手県立宮古高等技術専門校	〒027 - 0037 宮古市松山 8-29-3	0193-62-5606
岩手県立二戸高等技術専門校	〒028 - 6103 二戸市石切所字上野々 92-1	0195-23-2227
高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部 岩手職業能力開発促進センター (ポリテクセンター岩手)	〒025 - 0001 花巻市天下田 69-1	0198-23-5712

■ 技能検定制度の詳細については、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室のホームページをご覧ください。 [<https://www.pref.iwate.jp/> 産業・雇用＞雇用・労働＞職業能力開発＞技能検定]